

中小企業のための女性活躍推進と働きやすい職場づくりのための助成金一覧

(2018年4月現在)

▶ 処遇や職場環境の改善

※〈 〉内は、生産性要件を満たした場合の助成額です。

助成金の名称		内容と金額
キャリアアップ助成金	正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者・多様な正社員等に転換した場合 1人あたり 28.5万円～57万円 (36万円～72万円)
	賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の賃金規定等を2%以上増額改定した場合 9.5万円～(12万円～) 有期契約労働者等の雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上改定した場合 4.75万円～(6万円～) (対象労働者数に応じて)
	健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施した場合 1事業所あたり 38万円(48万円)
	賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入・適用した場合 1事業所あたり 57万円(72万円)
	諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入・適用した場合 1事業所あたり 38万円(48万円)
	選択的適用拡大導入時処遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を3%以上増額した場合 1人あたり 1.9万円～(2.4万円～)
	短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、新たに社会保険に適用した場合1人あたり 19万円(24万円)
人材確保等支援助成金	雇用管理制度助成コース	雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))を導入し、雇用管理の適切な運用を経て離職率の低下が達成された場合 57万円(72万円)
	介護・保育労働者雇用管理制度助成コース	介護・保育労働者の賃金制度の整備を行った場合 制度整備助成 50万円 目標達成助成 57万円(72万円) 3年経過後 85.5万円(108万円)
	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)	建設事業主が若年者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施した場合 実施経費の3/5(3/4)(上限1年度 200万円)
	女性専用作業員施設設置経費助成(建設分野)	中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設(更衣室・トイレ等)を賃借した場合 実施経費の3/5(3/4)(上限1事業年度 60万円)

▶ 仕事と家庭の両立支援

両立支援等助成金	出生時両立支援コース	男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りの取組を行い、男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得した場合 育児休業の場合 1人目 57万円<72万円> 2人目以降 14.25万円<18万円> 育児目的休暇の場合 1人目のみ 28.5万円<36万円>
	介護離職防止支援コース	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い「介護支援プラン」を策定し、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限制度の利用を円滑にするための取組を行った場合 介護休業の利用 57万円<72万円> 介護制度の利用 28.5万円<36万円> (無期・有期雇用各1回)
	育児休業等支援コース	育児休業の円滑な取得及び職場復帰に資する取組を行った場合 ①育児取得時・職場復帰時 「育児復帰支援プラン」を策定し、プランに沿って労働者が育児休業を取得し、職場復帰した場合 育児取得時 28.5万円<36万円> 職場復帰時 28.5万円<36万円> (無期・有期雇用各1回) ②代替要員確保時 育児代替要員を新たに確保し、育児休業を3か月以上利用した労働者を原職等に復帰させ、復帰後6か月以上雇用した場合 1人当たり 47.5万円<60万円> ③職場復帰後支援 法を上回る看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、育児休業取得者に制度を利用させた場合 制度導入時 28.5万円 /制度利用時 上限1企業あたり1年度 20万円 [看護休暇制度:1000円×時間(上限200時間)、 保育サービス費用補助制度:事業主が負担した費用の2/3]
	再雇用者評価処遇コース	妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復帰でき、適切に評価され、配置・処遇される雇用制度を導入し、希望する者を採用し、無期雇用者として6か月以上雇用した場合 1人目 38万円<48万円> 2人～5人目 28.5万円<36万円> (継続雇用6か月後、継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給)
	女性活躍加速化コース	女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する取組目標及び数値目標を盛り込んだ行動計画を策定し、目標を達成した場合 ・加速化Aコース 数値目標の達成に向けた取組目標を達成した場合 28.5万円<36万円> (労働者数300人以下の事業主のみ) ・加速化Nコース 数値目標の達成に向けた取組目標を達成したうえで、その数値目標を達成した場合 28.5万円<36万円>

▶ 職業能力の向上

人材開発支援助成金	特定訓練コース	Off-JTによる訓練(10時間以上)	・採用5年以内かつ35歳未満の者を対象とする訓練 ・専門実践教育訓練 ・喀痰吸引研修 など 経費助成45%(60%)賃金助成1人1時間当たり 760円(960円)
		認定実習併用職業訓練	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 経費助成45%(60%)賃金助成1人1時間当たり 760円(960円) OJT実施助成1人1時間当たり 665円(840円)
	一般訓練コース	上記特定訓練コース以外の訓練(訓練時間20時間以上※育児休業中、復帰後・再就職後の能力アップ等の訓練は10時間) 経費助成30%(45%) 賃金助成1人1時間当たり 380円(480円)	
	特別育成訓練コース	一般職業訓練(Off-JT) 有期実習型訓練(ジョブカードを活用したOff-JT+OJT)	有期契約労働者・短時間労働者等への訓練 Off-JT賃金助成:1人1時間あたり 760円(960円) 経費助成:最大 30万円 OJT実施助成(有期実習型訓練のみ):1人1時間あたり 760円(960円)

※助成金のお問い合わせ…「処遇や職場環境の改善」「職業能力の向上」について 福岡労働局 福岡助成金センター(092-411-4701)
…「仕事と家庭の両立支援」について 福岡労働局 雇用環境・均等部企画課(092-411-4717)

